

業務仕様書

業務委託：令和2年度 那覇港港湾 BCP 検討業務委託
履行場所：那覇港管内

1. 業務概要

本業務は、平成28年12月に策定した「那覇港港湾事業継続計画」（以下「那覇港港湾 BCP」という。）に係る事前対策及び教育訓練の実施計画について、国の「港湾の事業継続計画（港湾 BCP）策定ガイドライン」に基づいて作成するものである。そして、今年5月、平成30年台風第21号や令和元年房総半島台風等に伴う高潮・高波・暴風による港湾への被害を踏まえた当該ガイドライン（改訂版）が策定され、港湾管理者に対して既存の港湾 BCP の改訂を求めているところである。

業務概要として最新の港湾の事業継続計画策定ガイドライン（改訂版）に示された災害事象や対応を、那覇港港湾 BCP に反映していくために必要な調査を行う。また、那覇港港湾 BCP マネジメントシステムに基づき、協議会関係機関を対象とした継続的な教育・訓練及び協議会開催の支援を行う。

2. 履行期間

契約締結の日から令和3年3月16日までとする。

3. 業務内容

(1) 計画準備

本業務履行にあたっての目的及び内容を把握し、業務遂行に必要な事項を整理する。

(2) 打合せ協議

本業務の打ち合わせは3回（当初、中間、最終）を想定する。

【那覇港港湾 BCP の更新及びマネジメントシステムの運用】

(3) 訓練の実施

マネジメント計画書を踏まえ、那覇港港湾 BCP 協議会構成員を対象とする当該訓練の企画、資料作成、訓練の進行支援を行う。訓練の開催回数は1回、協議会開催時を想定する。

【那覇港港湾 BCP（台風・高潮）の検討・整理】

(4) 資料の収集整理

那覇港港湾 BCP（台風・高潮）の検討にあたり、以下の資料等を収集整理する。

① 基礎情報の収集整理

- ア 協議会関連資料：那覇港港湾 BCP（現行版）、防災・減災計画等
- イ 那覇港関連資料：防災関連計画、マニュアル等
- ウ その他：事業継続計画策定ガイドライン（改訂版）、ガイドライン検討資料、沖縄県地域防災計画、各種被害想定関連資料等

② 港湾 BCP に定める想定被害の設定

- ア 那覇港に係る被害想定 of 整理
- イ 港湾 BCP において対象とする災害の設定
- ウ 被害の様相の整理

(5) 改訂版港湾 BCP の構成の検討

改訂版港湾 BCP の改訂にあたり、「①現行計画の構成の整理」と「②災害事象の設定に伴う構成の見直しの検討」を行う。

(6) 想定災害別の防災対応の整理

想定災害（台風・高潮）の防災対応について、「①防災対応に係る関係機関の特定」と「②防災対応事項及び対応フローの作成」を行う。

(7) 那覇港港湾 BCP（台風・高潮）のとりまとめ

上記までの検討結果を整理し、那覇港港湾 BCP（台風・高潮）として取りまとめる。

(8) 那覇港港湾 BCP 協議会の運営支援

マネジメント計画書の作成にあたっては、那覇港港湾 BCP 協議会で検討・審議することとしており、協議会資料作成、協議会運営及び議事録作成を行う。協議会の開催回数は1回を想定している。

(9) 報告書作成

本業務での検討結果等を簡潔に整理し、報告書として取りまとめる。

4. 共通仕様書の適用

本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務仕様書」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」等の関係仕様書に基づき実施しなければならない。

5. 適用について

本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。

6. 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて

本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

7. 管理技術者の直接的雇用関係について

- (1) 管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
- (2) 「直接的な雇用関係」を証明する資料（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの）を、契約時に提出するものとする。

8. 配置技術者の確認について

- (1) 受注者は、業務計画書（土木設計業務等共通仕様書共通編第 1112 条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ① 業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- (3) 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- (4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずるこ

とがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

9. 成果物の提出について

本業務の成果品として提出するものは次のとおりとする。

- (1) 電子納品（CD-R） 1式
- (2) 業務報告書 5部（A4版、金文字）
- (3) その他（監督職員が指示するもの）